

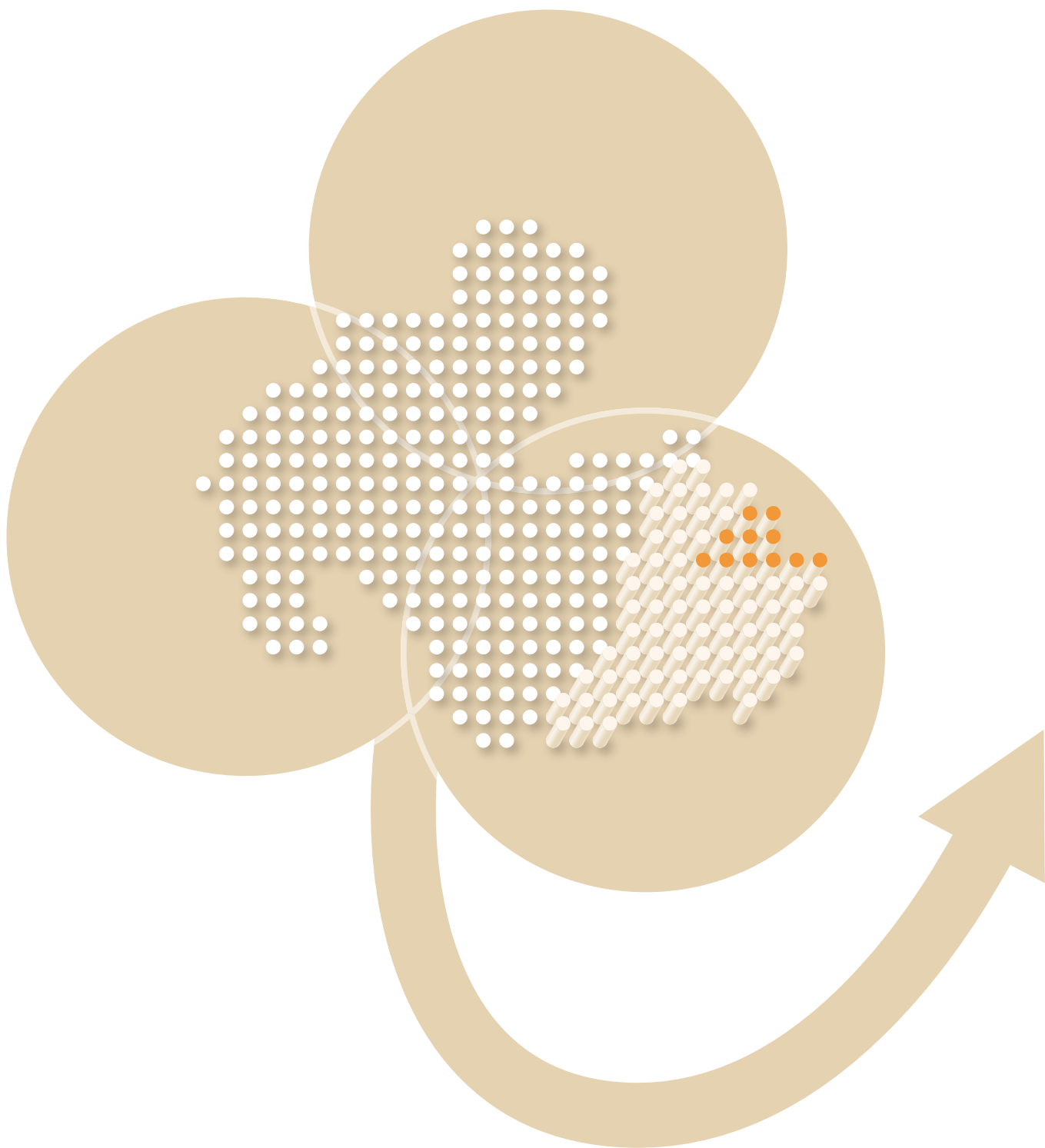
津久見

都市計画区域マスタープラン

県南連携都市圏

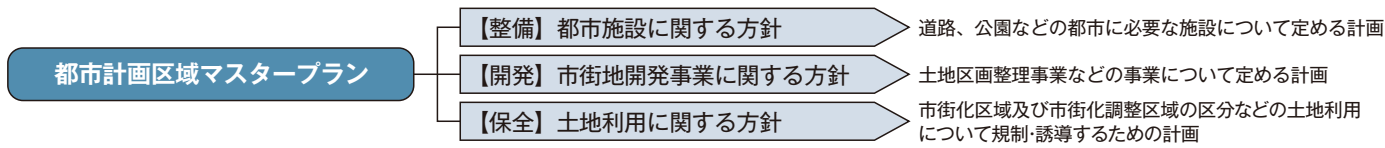
改訂

概要版



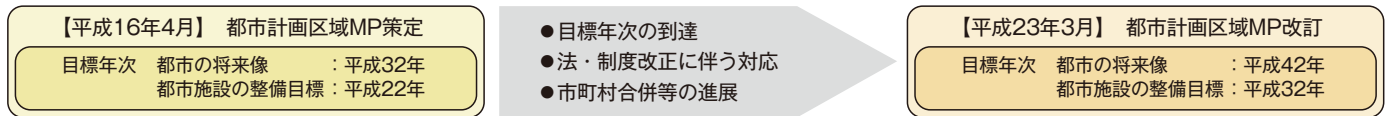
1 都市計画区域マスタープランの改訂

都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針について定めるものです。

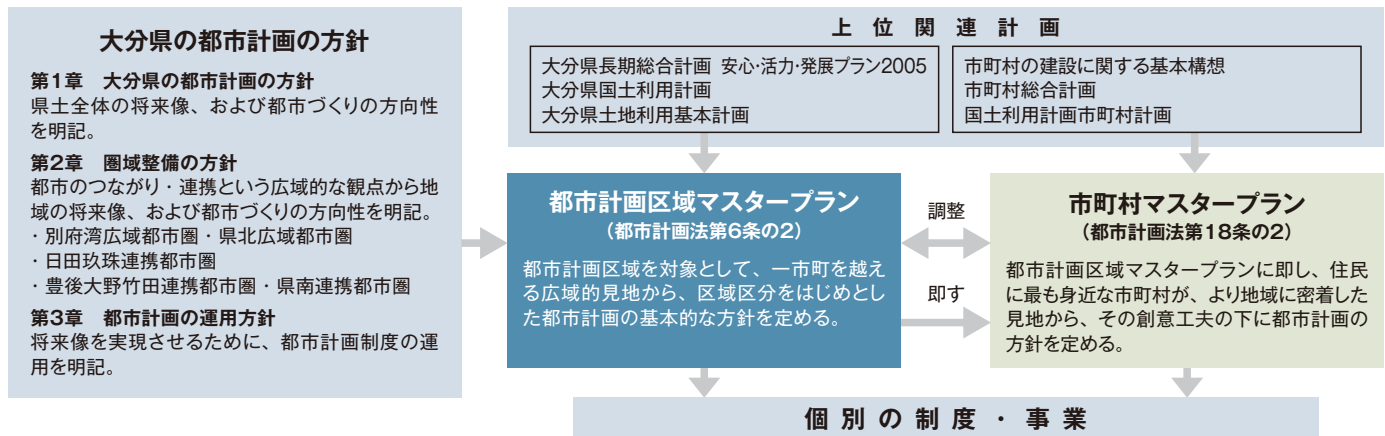


大分県では、平成16年4月に18の都市計画区域マスタープランを策定しましたが、都市施設の整備目標年次の到達、市町村合併等の社会経済情勢の変化、重要な法改正等を背景に、すべての都市計画区域マスタープランを見直し平成23年3月に改訂しました。

今回の区域マスタープランは、平成22年を基準年として「都市の将来像」に関する目標年次を概ね20年後の平成42年、「都市施設の整備目標」等に関する目標年次は平成32年としています。



2 都市計画区域マスタープランの位置付けと役割



3 都市計画区域マスタープランの目指す都市の将来像

視点1 必要な都市機能が集積した都市づくり 【都市構造】

- ▶ 高齢社会に対応した、移動距離が少なくすむコンパクトな都市づくりを目指します。
- ▶ その実現のため、過度に「車」に依存せず、公共交通の利用が促進され、歩行者・自転車も安全で快適に移動できる都市づくりを目指します。

視点2 地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり 【都市再生】

- ▶ 地域の個性を活かし、賑わいがあふれる魅力を創出し中心市街地の再生と活性化を目指します。
- ▶ まちなかの空き地空き家の活用により定住促進を図るとともに、郊外の大規模住宅開発等を抑制します。

視点3 安全で安心して暮らせる都市づくり 【安全安心】

- ▶ 災害対策と防災機能の強化を図り、災害に強い都市づくりを進めます。
- ▶ まちなかを安全・快適に移動・活動することが出来るよう都市基盤の整備やバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めます。
- ▶ 防犯性の向上に資する施策を講じます。

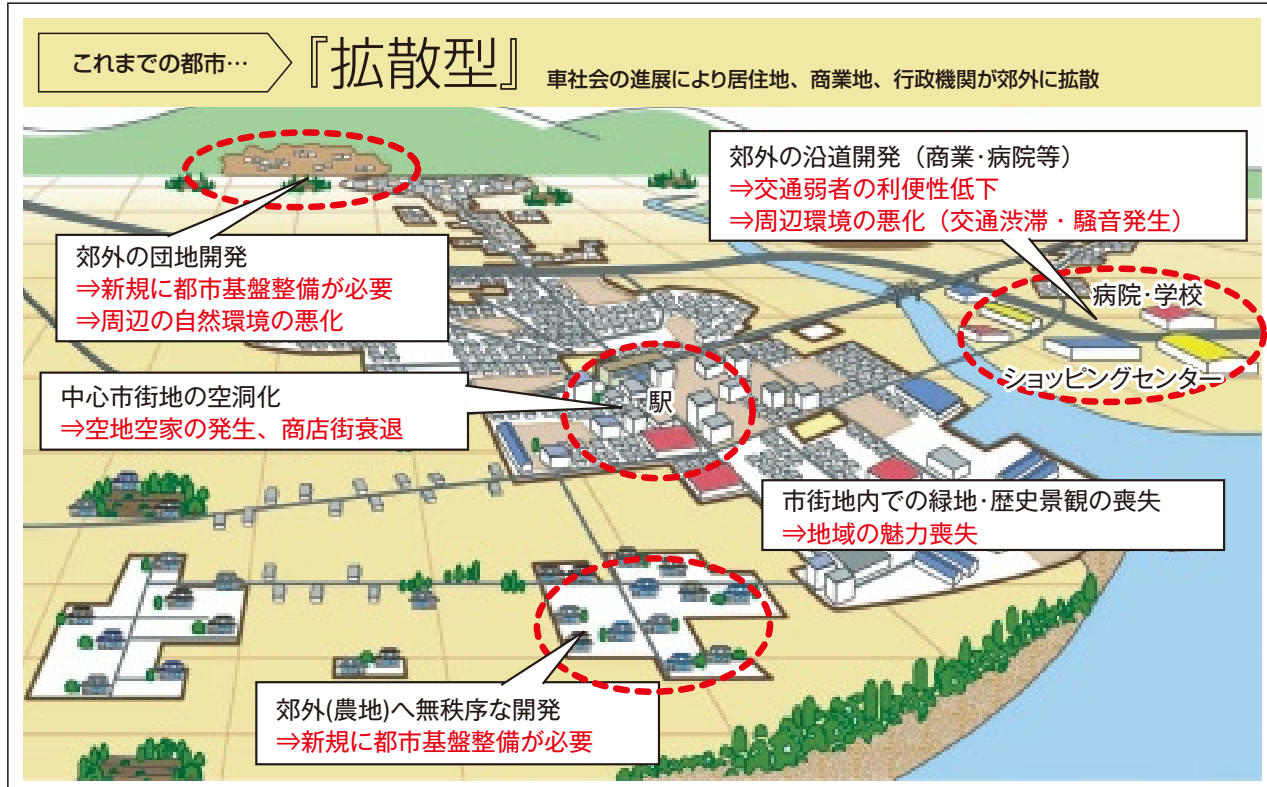
視点4 歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり 【環境】

- ▶ 多様な主体が協働して二酸化炭素の排出の少ない都市づくり（エコ・コンパクトシティ）を目指します。
- ▶ 本県が誇る地域特有の歴史・都市景観等を保全し、美しい県土を次世代に継承する都市づくりを進めます。

視点5 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり 【地域主体】

- ▶ 「私たちの地域は私たちがつくる」という地域の主体性を向上するため、都市づくりの様々な段階で多様な主体が参加できる仕組みを構築します。

《将来都市づくりのテーマ》
『自然の幸・都市の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』



マスタープランの目指す都市づくり



4 津久見都市計画区域マスタープランの概要

都市づくりの基本理念

産業や自然環境など地域固有の資源を活用し、都市機能の強化を図るとともに、広域交通網の利便性・効果を十分に活用したコンパクトな生活都市の形成を目指します。



津久見市街地



津久見湾

視点1 必要な都市機能が集積した都市づくり 【都市構造】

商業地・業務地

- 津久見港青江地区埋立地は、今後とも地域の活性化にも寄与する拠点としての空間形成に努め、将来は市役所等の行政機能を中心とした業務施設を整備します。
- 延べ床面積1万㎡超の大規模店舗等は、都市構造に大きな影響を及ぼすため、原則として立地抑制を図ります。

公共交通

- 鉄道、バス、船舶相互の乗り継ぎの円滑化など、既存の公共交通ネットワークの有効活用による移動の利便性の維持・向上に努め、自動車交通の軽減を図ります。

道路

- 平岩松崎線、志手徳浦線は、特に優先的に整備を進めます。
- 長期間整備が進められていない姥目塩屋線、姥目高洲線、千怒彦の内線については、計画の見直しを検討します。

土地利用

- 水晶山跡地は、道路等の都市基盤整備を行いながら、インターチェンジに直結する立地条件を活かし、地場産業であるライム産業の発展や新たな企業立地を含めた産業の創出拠点の形成を図るため、用途地域の編入の検討を行います。

視点2 地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり 【都市再生】

中心市街地

- 駅前周辺地区は、防災、安全、利便性、快適性の向上のための整備や、市街地内の既存ストックの活用等による土地の有効利用、建物の共同化を図ります。

住宅地

- 用途地域内の人口を維持するため、中心市街地周辺及び河川沿いの平坦地に住宅地を配置し、良好な居住環境の形成と効率的な土地利用を図ります。
- 土地区画整理事業が完了した地区は、住宅建設の促進と良好な居住環境の形成に努めます。

視点3 安全で安心して暮らせる都市づくり 【安全安心】

バリアフリー

- 道路整備に当たっては、安全性やバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間・自転車走行空間の充実に努めます。

防災

- 住民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、河川流域が有している保水機能等の維持や保全に努めます。
- 河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりを進めます。

視点4 歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり 【環境】

景観

- みかん園などの丘陵地やリアス式の海岸線は、景観形成の重要な要素であるため、これらの保全に努めます。
- 市街地に隣接する採石場跡地周辺などで、修景と緩衝のための緑地を設け、良好な都市景観の創出を図ります。

自然環境

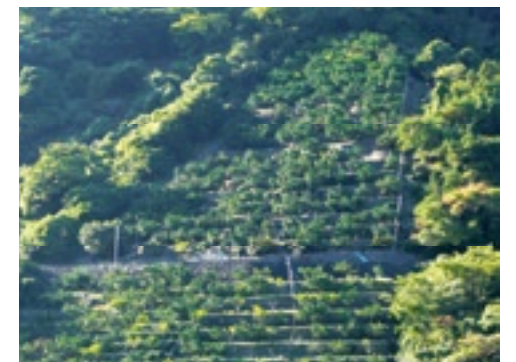
- 豊後水道県立自然公園に属する丘陵地の良好な自然環境や日豊海岸国定公園につながるリアス式の海岸線などの保全に努めます。

農地

- 優良な農地の保全に努めるものとし、特にみかんの生産を中心とした丘陵地の農地の保全に努めます。

公園

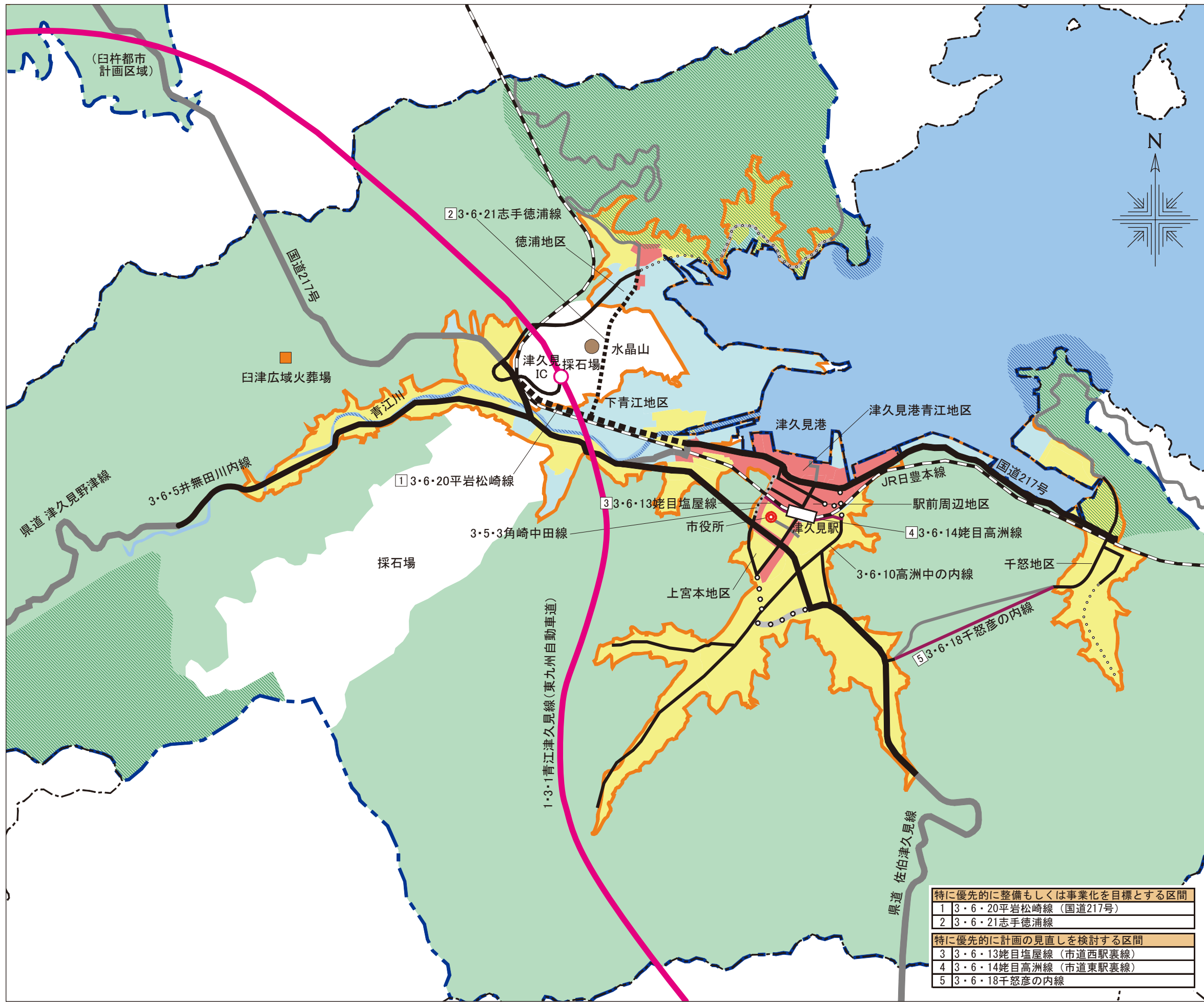
- 公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを体系的に配置していきます。



丘陵地で営まれるみかん畑

視点5 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり 【地域主体】

- 県・市・住民等の各主体は、都市計画に関する計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて管理するものとします。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めます。
- 計画内容とその進捗状況については、県・市・住民による「都市（まち）づくり懇談会」等において定期的に意見交換を行い、継続的に計画内容を改善していきます。



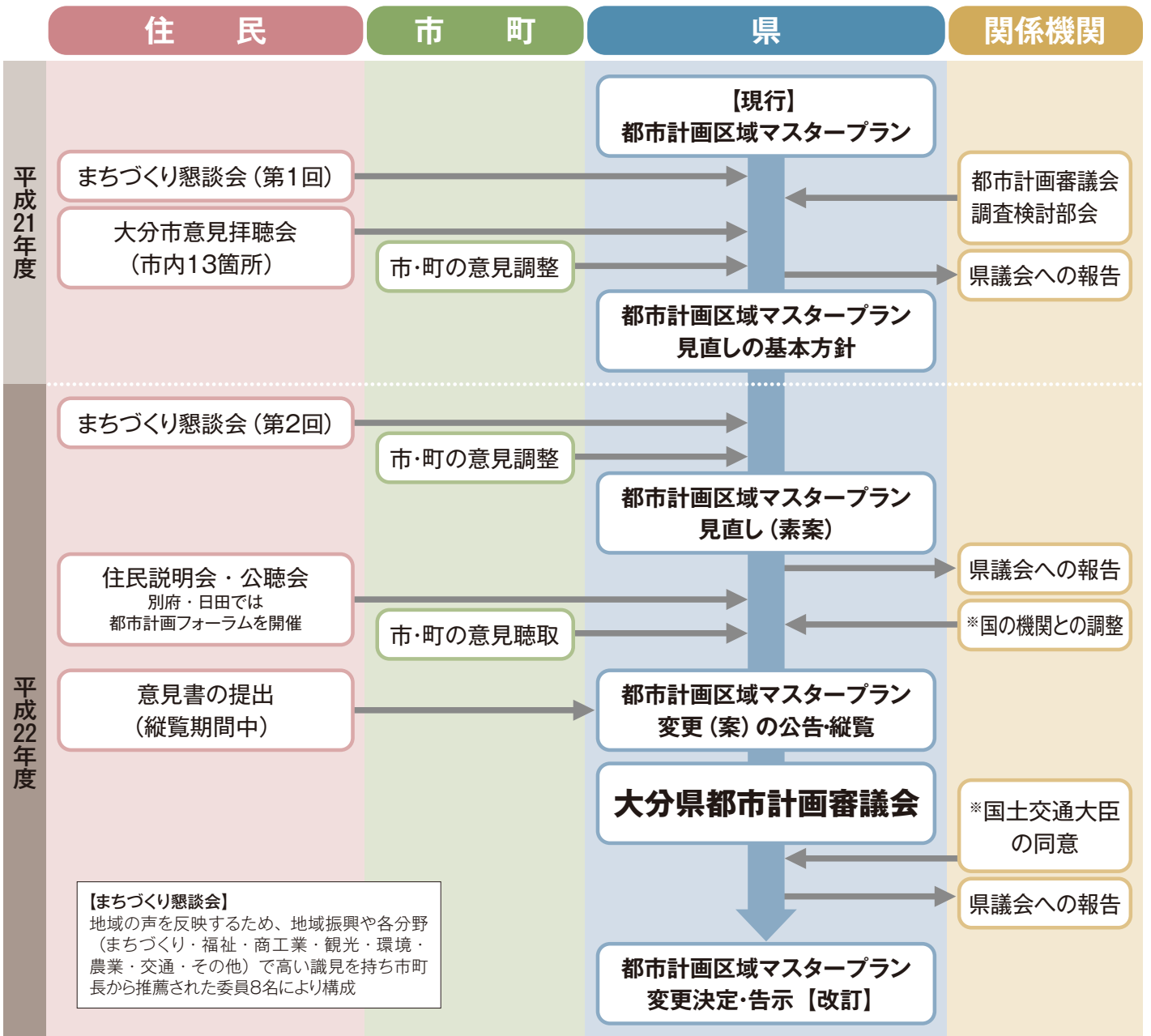
□津久見都市計画区域
整備、開発及び保全の方針付図

- 行政界
- 都市計画区域
- 用途地域
- 主な交通施設
 - 幹線道路
 - 幹線分類(太さで区分)
 - 主要幹線
 - 都市幹線
 - 整備状況
 - 整備済
 - 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間 (現道あり)
 - 優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間 (現道あり)
 - 計画路線
 - 特に優先的に計画の見直しを検討する区間 (現道あり)
 - その他の主な幹線道路
 - 高速自動車道
 - 整備済み区間
 - 鉄道
 - 都市的土地利用
 - 住居系
 - 商業系
 - 工業系
 - 用途地域への編入を検討する地域
 - その他の土地利用
 - 保全する山地
 - 自然・風致・歴史的資源等を保全する地域
 - 水辺環境を保全する地域
 - その他の都市施設
 - 整備済
 - 主な河川

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	
1	3・6・20平岩松崎線(国道217号)
2	3・6・21志手徳浦線
特に優先的に計画の見直しを検討する区間	
3	3・6・13姥目塩屋線(市道西駅裏線)
4	3・6・14姥目高洲線(市道東駅裏線)
5	3・6・18千怒彦の内線

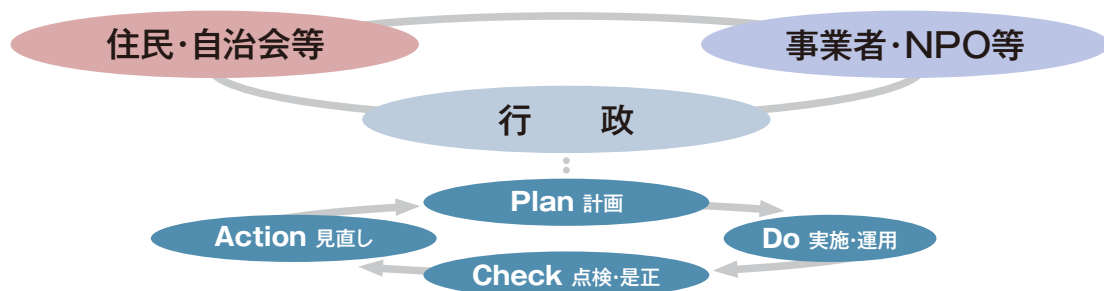
500m 0 500 1000 1500 ※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の()内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。

5 検討組織とスケジュール



6 計画の管理と継続的改善

策定した都市計画区域マスタープランは、法制度の改正、社会経済情勢の変化、住民の意向を踏まえて適宜見直しを行います。また、県と市町が協働して計画内容の進捗管理を行い、対応状況を住民に広く公表しながら、計画内容の継続的な改善を進めていきます。



お問い合わせ

大分県土木建築部都市計画課都市計画班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 TEL 097-506-4659(直通) FAX 097-506-1778
電子メール : a17500@pref.oita.lg.jp ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/17500/>

【表紙】

- ▶ 上段の色は、各区域内の名所・特産などを基に配色。
- ▶ 中央は住民・事業者・行政が協働して計画の進捗管理を行うイメージで、地形の立体は都市圏域を図示。